

伊勢崎市部活動ガイドライン

伊勢崎市教育委員会

平成30年4月

目 次

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 部活動の位置付けと意義 | 1 |
| | (1) 位置付け | |
| | (2) 意義 | |
| 3 | 部活動の組織的な運営 | 2 |
| | (1) 学校の部活動に係る活動方針 | |
| | (2) 部活動検討委員会 | |
| | (3) 顧問教員の役割 | |
| | (4) 体罰等の許されない指導の未然防止 | |
| 4 | 休養日及び活動時間の設定基準等 | 3 |
| | (1) 休養日 | |
| | (2) 活動時間 | |
| | (3) 活動計画 | |
| 5 | 安全管理と事故防止 | 4 |
| | (1) 健康状態の把握 | |
| | (2) 安全点検と安全指導 | |
| | (3) 競技特性と能力差に応じた指導 | |
| | (4) 天候や気象を考慮した指導 | |
| | (5) 事故への対応 | |
| 6 | 保護者・地域等との連携 | 5 |
| | (1) 保護者との信頼関係の確立 | |
| | (2) 保護者の負担軽減 | |
| | (3) 外部指導者の活用 | |
| | (4) スポーツ協会等との連携 | |
| 7 | 大会・コンクール・コンテスト及び練習試合 | 6 |
| | (1) 大会・コンクール・コンテスト | |
| | (2) 練習試合等 | |
| 8 | 四ツ葉学園中等教育学校後期課程の部活動 | 7 |
| 9 | 終わりに | 7 |

1 はじめに

中学校の部活動は、学校教育の一環として、スポーツや文化及び科学への親しみを通じて、生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に貢献してきました。部活動を通じて、生徒は心身共に成長し、豊かな社会性を身につけることを期待されています。その一方で、部活動の成果を求めるあまり、活動自体が過熱化し、生徒だけでなく、部活動を支える顧問教員や保護者の身体的・精神的疲弊が社会問題化しています。それには、部活動が本来の教育的な意義から逸脱して勝利至上主義に傾いていることが少なからず関係しています。加えて、部活動に伴うスポーツ障害や安全管理上の事故もしばしば問題となっており、時には生命に関わるような深刻な事故も発生しています。

そこで、伊勢崎市では、過熱化する部活動を是正し、安全かつ健全な部活動の運営が図られるように、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）」及び「適正な部活動の運営に関する方針（群馬県教育委員会）」を参考に、伊勢崎市部活動ガイドライン検討委員会から提出された「伊勢崎市部活動の在り方に関する報告書」を基に、「伊勢崎市部活動ガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインは、運動部及び文化部の部活動が本来の教育的意義に立脚しつつ、生徒、顧問教員及び保護者の良好なワークライフバランスの中で、安全かつ健全に実施される環境づくりに寄与することを目的としています。また、部活動の本来の位置付けや意義を改めて確認した上で、部活動の組織的な運営や活動時間（休養日も含む）、保護者・地域との連携、安全管理と事故防止に関して必要である、または、配慮が望まれる基本的な事項ならびに留意点を示しています。

2 部活動の位置付けと意義

(1) 位置付け

部活動は、学校が設置するものであり、生徒の健全育成に大きな役割を果たしています。

現行の中学校学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意する」ことについて明示しています。第1章総則で部活動について、第2章第7節保健体育で運動部活動について、下記のとおり規定しています。

【中学校学習指導要領（平成29年3月）】（抜粋）

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。

特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、

科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第2章 各教科

第7節 保健体育

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (6) 第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

(2) 意義

学校教育の一環として行われる部活動は、学級や学年を超えて同好の生徒が自主的・自発的に集い、顧問教員をはじめとした関係者の指導のもと、個人や集団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通じて、様々なことを学ぶ教育活動です。具体的には、次のような教育的意義があります。

- ・学校生活の充実
- ・自主性、協調性、責任感、連帯感の育成
- ・豊かな人間性の育成
- ・専門的な知識及び技能の習得
- ・体力の向上や健康の保持増進

このような生涯にわたり運動や文化に親しむ能力や態度を養うことで、技術面のみならず、心も身体も成長し、豊かな社会性を育むことに繋がります。部活動は、教育課程外でありながら、非常に大きな教育効果があります。しかし、大会等での成果を求めるあまり、生徒や保護者、顧問教員のワークライフバランスが大きく崩れた活動や、一部の限られた生徒のみの活動となることのないように、部活動の意義を踏まえた運営を行うことが大切です。

3 部活動の組織的な運営

(1) 学校の部活動に係る活動方針

各学校は、毎年度、学校の部活動に係る活動方針を作成し、職員会議等でその活動方針を確認するとともに、学校のホームページへの掲載やPTA総会、学校通信等を利用して、保護者に説明します。

(2) 部活動検討委員会

部活動は、顧問教員の積極的な取組に支えられている点が大いと考えられますが、学校教育の一環として、学校の管理のもとに行われるものであります。し

たがって、各部の運営・指導が顧問教員に任せきりにならないように、各学校において、教員と保護者の代表などから構成される部活動検討委員会を設置し、学校評価等を活用するなどして、定期的に活動の評価を行い、適正な運営を実現する必要があります。

(3) 顧問教員の役割

部活動を運営する上で、顧問教員の主な役割としては、「管理面」、「指導面」の2つがあります。

管理面は、活動計画・活動実績の作成、事故防止・安全対策、予算管理、施設・用具の管理、大会主催者との連絡・調整、大会等への引率、保護者との連絡・調整などです。活動計画及び活動実績については、毎月学校長に提出します。これらは、すべての部活動に共通し、すべての顧問教員が担う役割です。

指導面は、生徒の生涯を通じてスポーツや文化及び科学に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、競技種目等に特有な技術や戦術を指導することです。そのためには、競技種目等の特性を踏まえた科学的なトレーニングや練習方法の積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行います。

(4) 体罰等の許されない指導の未然防止

校長、顧問教員、その他の学校関係者は、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組をすることが必要です。なお、学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問教員から積極的に説明し、理解を図ることが大切です。

指導の実施に当たっては、「運動部活動での指導のガイドライン（文部科学省、平成25年作成）」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底しなければなりません。

4 休養日及び活動時間の設定基準等

(1) 休養日

1週間のうち、2日以上（平日1日、土日のいずれか1日は必須）の休養日を設定することを原則とします。また、長期休業中は、その意義を考慮して、土・日曜日は休養日とし、定期考査前や夏季休業中及び冬季休業中の閉庁期間についても、休養日とします。ただし、やむを得ず、大会等により休養日を確保できない場合には、代替となる休養日を設定する必要があります。

(2) 活動時間

生徒一人の1日の活動は、長くとも平日2時間程度、学校の休業日（学期中の土日及び祝日・休日）は3時間程度とします。朝練習をする場合は、朝練習と放

課後の活動とを合わせて、平日の活動時間の枠の中で時間を配分します。なお、朝練習の効果だけでなく、生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮するとともに、顧問教員の長時間労働の解消についても検討した上で実施することが大切です。実施する場合には、生徒と保護者・顧問教員等が十分に話し合い、生徒の自発的発想により、希望者のみの参加となるよう配慮します。

(3) 活動計画

部活動は原則、1週間に「5/9の活動」とします。顧問教員、生徒、保護者は、部活動の趣旨を正しく理解し、休養日の設定や活動時間について適正な運営に留意する必要があります。活動の成果を追い求めるあまり家庭生活や学校生活に支障をきたすほどの登校時刻・下校時刻とならないように留意し、生徒にとってバランスの良い生活リズムとなるよう配慮することが必要です。

※「5/9の活動」とは、1週間に部活動を行うことができるコマとして、9コマ（平日の5コマ+土日の4コマ（午前と午後を区別））を設定し、その中で5コマまで活動することができるとする活動計画のことです。

例 「○」：活動日 「—」：活動なし 「代休」：代替となる休養日

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | | 日 | | |
|-----|---|----|---|----|---|----|----|----|----|--------------|
| | | | | | | 午前 | 午後 | 午前 | 午後 | |
| 第1週 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | — | — | — | 土曜午前 5/9 |
| 第2週 | — | ○ | ○ | 代休 | ○ | ○ | ○ | — | — | 土曜終日木曜代休 5/9 |
| 第3週 | — | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 土日終日 8/9 |
| 第4週 | — | 代休 | ○ | 代休 | ○ | 代休 | — | — | — | 火木土代休 2/9 |

第3週は、土曜日、日曜日の両日に試合を終日、行ったため、翌週の第4週に代替となる休養日を設け、2週間の中で「5/9の活動」としている。

5 安全管理と事故防止

(1) 健康状態の把握

日頃から生徒が自分の健康管理について関心や意識を持ち、適度な休養と栄養及び水分の補給に留意できるよう指導することが必要です。活動に際しては、生徒の健康観察を適切に行い、体調がすぐれない生徒に対しては、無理をさせず、活動内容を制限するか、休ませるかを適切に判断することが大切です。健康診断（心電図検査等）で異常が認められた生徒に対しては、医師の指示に従うとともに、養護教諭、学級担任、保護者等との連携を密にし、健康状態について常に把握しておくことも重要です。

(2) 安全点検と安全指導

部活動においては、ケガや事故の発生事例が多くなる傾向があります。部活動を安全な活動とするために、学校全体として、練習場所、使用器具の整備・点検に努

め、生徒自ら使用前の安全確認を行うなど、安全への意識を高める指導を行い、事故の未然防止に努めることが大切です。また、施設・用具を正しく使用するとともに、その施設・用具に内在する危険性に留意し、事故が起きないように常に注意することも大切です。

(3) 競技特性と能力差に応じた指導

競技の特性を踏まえ、部活動は危険を内包している活動であることを生徒に指導し、注意喚起するとともに、練習の目的及び内容や効果的な練習方法を生徒に理解させ、事故防止に最大限の配慮を行うことが必要です。また、多くの生徒が、精神的・身体的に成長段階にあることを念頭に置いて、学年や個人差に十分配慮した適切な活動内容となるように練習方法を工夫し、段階的、計画的な指導を行うことが大切です。

(4) 天候や気象を考慮した指導

気象庁が発表する高温注意報や雷注意報などの情報を収集するとともに、WBGT計による環境条件の把握を行うなど、活動時の気象条件を考慮した指導を行う必要があります。特に高温・多湿下では、伊勢崎市「熱中症対策マニュアル」に従って熱中症を予防するための対策が必要です。また、暴風や雷等に対して、練習や試合の中止及び中断の判断が的確に行えるよう、気象情報の収集に努めるとともに、判断基準を明確にしておくことも必要です。

(5) 事故への対応

事故発生時の対応については、人命救助を最優先として、年度当初に危機管理マニュアルを教職員に周知し、緊急体制を確立しておくことが必要です。また、救命救急講習会等を実施し、心肺蘇生法や事故発生時の対応の仕方について、全教職員で共通理解を図っておくことが大切です。生徒に対しても、保健体育科の授業や部活動を通して応急手当に関する指導を適宜行い、事故発生時には適切に対応できるようにするとともに、事故を未然に予防する対応がとれるよう指導することが大切です。

6 保護者・地域等との連携

(1) 保護者との信頼関係の確立

部活動を適正に運営し、充実させるためには、保護者の理解と協力を得ることが重要となります。部活動に対する保護者の考え方や要望が多様化している中で、保護者に部活動の適正な運営に関して正しく理解してもらい、共通理解を図ることが不可欠となります。そのため、以下のポイントに留意することが保護者との連携を深めることとなります。

- ①年度当初や代替わりの時期に保護者会等で、部活動の活動方針や年間計画などを説明し、共通理解を図る。

- ②毎月の活動計画を前月の25日までに文書で配付するとともに、学校ホームページ等を活用し、周知する。
- ③長期休業中の活動計画は、長期休業開始から10日以上前に配付し、生徒や保護者が休業中の計画を立てられるよう配慮する。
- ④練習等による傷病時には適切な対応をするとともに、必ず保護者に連絡する。

(2) 保護者の負担軽減

部活動に関しては、保護者の経済的な負担への配慮も不可欠です。特に、経済的な理由で生徒の部活動が制約を受けること（入部したいのにできない、途中で退部せざるを得なくなる、など）のないように、学校や顧問教員は最大限の配慮をする必要があります。したがって、保護者から部費等を徴収する場合は、文書（校長名）で知らせるとともに、収支報告を必ず行います。その際に、保護者の経済的な負担が過度にならないように配慮することが大切です。

(3) 外部指導者の活用

事故防止・安全対策や、より効果的な技術指導など生徒への多様な支援の手立てとして、外部指導者活用事業による外部指導者、中学校体育連盟における外部コーチの活用があります。技術指導面で不安を抱えることが多い競技経験のない顧問教員や指導経験の浅い顧問教員の部活動において、積極的な活用を図ることは、生徒の健全育成のため効果的であると考えられます。顧問教員との役割分担を明確にしておくとともに、部活動が学校教育の一環であることを踏まえ、生徒の自主的・自発的な参加が促進されるよう、緊密な連携が必要です。

(4) 市スポーツ協会等との連携

技術や体力の向上に向けて、学校における部活動の他にも活動を希望する生徒には、スポーツ協会や各種団体が主催している練習会等の案内を積極的に行うなど、多様な生徒のニーズに応える手立ても必要となります。

7 大会・コンクール・コンテスト及び練習試合

(1) 大会・コンクール・コンテスト

大会・コンクール・コンテストとは、運動部においては、伊勢崎市佐波郡中学校体育連盟及び群馬県中学校体育連盟主催の春季大会・総合体育大会・新人大会と総合体育大会で出場権を得られる関東大会並びに全国大会です。吹奏楽部においては、群馬県吹奏楽連盟主催のコンクール並びにコンテストです。これらの大会やコンクール・コンテストについては、部活動の大きな目標であり、競技・種目においては、大会が週を越えて開催されることもあるため、生徒のコンディション維持のために必要な場合は、代替となる休養日を設定しないこともできる活動とします。

(2) 練習試合等

上記の大会・コンクール・コンテスト以外にも、関係団体や任意団体主催など、多くの冠大会が開催されています。これらの冠大会は、全て練習試合とみなし、冠大会の参加については、活動方針や年間計画に従って、年度当初に計画を立て、練習試合を含め、生徒にとって過重負担にならないように参加する大会を選択する必要があります。十分な休養をとらずに、毎週のように冠大会に参加したり、練習試合をしたりすることは、慢性的な疲労を招き、トレーニング効果が高まらないばかりでなく、スポーツ障害等の原因ともなりかねないので注意が必要です。

8 四ツ葉学園中等教育学校後期課程の部活動

原則として、群馬県の「適正な部活動の運営に関する方針」及び本ガイドラインの趣旨を踏まえて部活動を実施します。ただし、前期課程の教育の基礎の上に多様な教育が行われていることから、生徒の発達段階及び健康管理に配慮した上で、状況に応じた休養日及び活動時間を設定します。

9 終わりに

本ガイドラインは、生徒、顧問教員及び保護者の良好なワークライフバランスの中で安全かつ健全に実施される環境づくりに寄与することを目的としています。言い替えると、部活動の教育的意義を保持しつつ、持続可能な運営を実践することであり、これまでの部活動の在り方を根本から見つめ直すことでもあります。

価値観が多様化し、知識の進展が著しい現代社会においては、これまでの考え方や方法の転換に迫られることが多々あります。その際には、幅広い知識と柔軟な思考に基づく適切な判断が、より一層重要になります。

これまでの部活動は、目標達成のためには、練習量を確保することが大切であるとの考え方が広く定着しており、ワークライフバランスを崩すことを厭わない献身的な努力により支えられていました。しかし、これからの部活動は、社会の変化に対応しながら、幅広い知識を根拠とした適切な判断により、限定された環境の中で、効率性を高め、効果的な活動とすることが求められます。

部活動に係るすべての関係者が、教育的意義を保持しつつ、持続可能な部活動の在り方の構築への取組、つまり、部活動の「量から質への転換」に向けての取組を推進していきます。

名 称：伊勢崎市部活動ガイドライン

発行者：伊勢崎市教育委員会

発行日：平成30年4月

連絡先：伊勢崎市教育委員会教育部学校教育課

TEL：0270-27-2790